

## 国民年金保険料の学生納付特例は毎年度申請が必要です

学生であっても、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。しかし、学生の方には、学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生納付特例を希望する学生の方は、基礎年金番号通知書または年金手帳・学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書(原本)を持参し、伊奈庁舎国保年金課、谷和原庁舎市民窓口課またはみらい平市民センター市民窓口課で申請してください。

※令和8年度の申請は、4月1日(水)から受け付けます。

※日本年金機構から、はがき形式の学生納付特例の申請書が送付されている方は、必要事項を記入し、郵送するだけで申請できます。

※マイナポータルからでも電子申請できます。詳しくは市ホームページまたは日本年金機構のホームページをご覧ください。



※令和8年度の国民年金保険料は、月額1万7,920円です。

※20歳以上の学生であった期間は、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

### ■基準額って？

学生本人の令和7年中の所得が、128万円＋(扶養親族などの数×38万円)＋社会保険料控除などの合算以下であれば、申請できます。

### ■どんな学生が対象なの？

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校などに在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)※修業年限が1年未満や海外の学校など、一部該当しない学校があります。

### ■年金額に反映されないの？

学生納付特例を受けた期間は、年金を受

給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

### ■後で納付できるの？

学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

### ■申請後はどうするの？

申請すると、承認または却下の結果通知が日本年金機構から送付されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☎ 土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170  
伊奈庁舎国保年金課 (内線 4402)

## 就学援助制度をご利用ください

小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学に必要な費用の支出が困難な方に対し、その一部を援助しています。



▶対象：下記のいずれかにあてはまる方  
○世帯全員の所得合計額が基準以下の方  
○児童扶養手当を受給中の方 など

▶援助内容：学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、学習通信費 など

▶申請方法：必要書類に記入のうえ、お子さんが通う学校へ提出してください。制度のご案内と申請書類は、各学校で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

☎ 教育委員会教育棟学校総務課 (内線 7107)

## 養育費確保に関する公正証書などの作成費を助成します

4月1日(水)から、養育費確保のための公正証書などの債務名義に係る費用を助成します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶対象：下記のすべてを満たす方

○市内在住の方

○養育費の取り決めの対象となる子を現

に扶養または扶養する予定の方

○養育費の取り決めに係る公正証書などの債務名義を作成または取得した方(令和8年4月1日(水)以降に作成された物に限る)

○債務名義などを取得するための費用を負担した方

○市税に滞納のない方

○過去に同一の児童を対象として、ほかの自治体からも同種補助金などの交付を受けていない方

▶対象となる費用(養育費の取り決めに係るものに限る)：公証人手数料、調停の申し立てまたは訴訟に要する収入印紙代、家庭裁判所または公証役場に提出する戸籍謄本などの書類取得費用

▶助成額：上限2万円

▶必要書類：公正証書等作成助成金交付申請書兼請求書(市ホームページからダウンロードできます)、申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本(児童扶養手当書番号により、ひとり親であることが確認できる場合は省略できます)、助成対象費用の領収書などの写し、公正証書等文書の写し

▶申請期間：対象費用を支出した日から1年以内

▶提出先：下記問い合わせ先まで

■父母の離婚後の子どもの養育に関するルールが新しくなります

父母が離婚後も適切な形で子どもの養育に関わり、その責任を果たすことは子どもの利益を確保するために重要です。民法などの改正に伴い、4月1日(水)から、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務が明確化され、親権・養育費・親子交流・財産分与・養子縁組など、離婚後の子どもの養育に関するルールが新しくなります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 300 - 2358 つくばみらい市陽光台3丁目9-1 みらい平市民センター2階 おやこ・まるまるサポートセンター ☎ 0297 - 44 - 8822

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント